

食品安全委員会（第１０３２回会合）議事概要

日 時：令和８年７月２８日（火） １４：００～１４：３５

場 所：食品安全委員会第一会議室

出席者：祖父江委員長ほか６名出席

傍聴者：一般１７名

（１）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について

・添加物 ２品目

酸化亜鉛

Escherichia coli BL21 GLase 株を用いて生産された α -1, 4-グルカンリアーゼ

→消費者庁から説明。

本件については、酸化亜鉛は栄養成分関連添加物ワーキンググループ、*Escherichia coli* BL21 GLase 株を用いて生産された α -1, 4-グルカンリアーゼは添加物専門調査会において審議することとなった。

（２）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬及び動物用医薬品「ジノテフラン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、農薬第一専門調査会におけるものと同じ結論、
「ジノテフランの許容一日摂取量（ADI）を 0.22 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を 1.2 mg/kg 体重と設定する。」
との審議結果が了承され、リスク管理機関（消費者庁及び農林水産省）に通知することとなった。

・農薬「エチプロール」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、農薬第五専門調査会におけるものと同じ結論、
「エチプロールの ADI を 0.005 mg/kg 体重/日、一般の集団に対する ARfD を 0.03 mg/kg 体重、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する ARfD を 0.022 mg/kg 体重と設定する。」
との審議結果が了承され、リスク管理機関（消費者庁及び農林水産省）に通知することとなった。